

元高第 1208 号
令和元年 10 月 18 日

介護保険事業所・施設等 管理者 様

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課長

台風 19 号による介護保険事業所・施設等の備品・設備災害復旧に係る所要額の調査について
て
(依頼)

日頃、本市の介護保険行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。また、台風 19 号により被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

標記のことにつきまして、厚生労働省老健局振興課より調査依頼がありましたので、お忙しい中大変恐縮ですが、下記により御回答いただきますようお願い致します。

記

1 回答用紙 別紙調査票による

※対象事業所は、台風 19 号による被害のあった訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、居宅介護支援事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター

2 回答方法 メール (kourei@city.nagano.lg.jp)、又は Fax (026-224-5126)

※件名に「台風 19 号備品・設備」と記載願います。

3 回答期限 令和元年 10 月 24 日 (木)

※期限が短くお手数をお掛け致しますが、御協力をお願い致します。

4 その他

- ・備品・設備等とは、施設整備に該当しない需用費（消耗品、修繕費、印刷製本費）、備品購入費、使用料及び賃借料（礼金含む）等を想定しています。
- ・事業所ごとに回答ください。

【お問い合わせ】

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

高齢者支援担当 小林

介護施設担当 青木、池田、青沼

Tel026-224-5029 Fax026-224-5126

(様式)

令和元年台風19号に関する
設備災害復旧に係る所要額調査について(介護保険事業所・施設等分)

担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

所要見込額

(単位:千円)

番号	設置主体名	事業所名	事業所・施設種別 ※選択式	所要額	備考(具体的設備等備品)	災害名 ※選択式
1	(福)きんもくせい	くりの里	訪問介護事業所	〇〇〇	自動車(〇台)等	令和元年台風19号
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
設備災害復旧 計				0		

- ※ 所要額については総事業費を記載してください。
- ※ 別途依頼している施設整備以外の設備等備品を記載してください。
- ※ 必要に応じ適宜行を追加し記載してください。
- ※ 備考欄については可能な限り記載してください。(金額精査を求められるため)
- ※ 期限までに所要額が見込めない場合、所要額欄には「精査中」と記載してください。

事務連絡
令和元年10月18日

各
都道府県
指定都市
中核市
民生主管部局 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年10月に発生した台風第19号により被災した高齢の要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

令和元年10月に発生した台風第19号の発生に伴い、現在、多くの方々が避難所等への避難を余儀なくされている状況にありますが、高齢の要援護者に対しては、福祉サービス等の確保に努めていただくとともに、避難所等における困難な生活の解消を図る必要があります。

このため、考えられる取組や留意事項及び特例措置等については、以下のとおりとなりますので、対応に万全を期すようお願いいたします。

1 老人福祉施設等での受け入れ

(1) 広域的調整体制の構築

避難所等に避難している高齢者については、「令和元年10月に発生した台風第19号により被災した要援護高齢者等への対応について（その2）（令和元年10月18日付厚生労働省老健局振興課事務連絡。別紙参照。）」により、居宅介護支援事業者や介護サービス事業者等の協力も得ながら、相談支援、課題の把握等を行うとともに、個々のケースに応じて在宅福祉サービスの提供を行うことや、必要に応じて緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む）への受け入れを行うことなど、必要な支援を行うことを依頼しているところである。社会福祉施設等において受け入れを行うに当たっては、受け入れ先を調整したうえで入所等、福祉サービス等を提供することが必要となる。

このため、

- 把握した福祉サービス等の提供が必要な者に対して、被災地等における福祉サービス事業者等において福祉サービス等をどの程度対応できるか把握すること
- さらに、被災地等における福祉サービス事業者等で対応できない場合には、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、福祉サービス等の広域的な利用調整が行えるよう体制を整えること

等が必要である。

上記の取組みにより、避難所等に避難している高齢者について、福祉サービス等が必要な者及びその需要を把握するとともに、施設入所については福祉サービス等の広域的な利用調整を行うことができる広域的調整体制の構築に努められたい。

(2) 入所対象者について

ア サービスの提供は、受け入れる施設において、既存スペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えない。

イ 受け入れ先の施設の種別は、施設入所者を受け入れる場合については、本来、措置等を行うべき施設種別への調整を行うことが望ましいものであるが、地理的な事情等により、緊急避難として種別の異なる施設での受け入れを行っても差し支えない。

また、病弱者である場合や認知症高齢者の容態が悪化した場合には、必要な医療の確保に配慮すること。

2 在宅福祉サービス等の実施

避難所で生活している要援護者の中には、個々のケースに応じて在宅福祉サービス等の提供が必要な場合もあるので、適宜対応できるよう配慮すること。なお、具体的な対応については、別添の内容を踏まえて、必要なサービスの提供に努められたい。

3 費用負担に係る特例措置等

(1) 老人福祉施設での受け入れ

ア 入所対象者について

(ア) 措置施設等の入所者が他の措置施設等へ避難した場合の措置費支弁

措置等は継続されているものとして、措置費は避難元施設の単価で避難元施設へ支弁し、避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。

(イ) 措置施設等において、避難所又は在宅の者を受け入れた場合の措置費支弁

① 定員内での受け入れ

当該受け入れ施設の通常の措置費支弁と同様に支弁

② 定員超過での受け入れ

定員超過した員数に、当該受け入れ施設の措置費単価を乗じて支弁。

③ 受け入れが月の途中の場合には、事務費、事業費とも「措置費単価」を「その月の日数」で除した額に「その月の入所日以降の日数」を乗じた額（1円未満切捨）を支弁する。

④ 種別の異なる施設での受け入れの場合に、当該入所者にとって必要な経費が支弁費目にならないことが生じるが、このようなケースについては、別途、必要経費を支弁して差し支えない。

(ウ) 費用徴収における減免措置については、現行の規定に基づき、個々に判断して行うものとする。

[現行規定の要約]

前年に比して収入の減少、不時のやむを得ない支出の発生等により負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると認められる場合は、階層区分の変更を行っても差し支えない。

【別添】

事 務 連 絡
令和元年 10 月 18 日

各 都道府県介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局振興課

令和元年 10 月に発生した台風第 19 号により被災した要援護高齢者等への対応について
(その 2)

令和元年 10 月 13 日付事務連絡「令和元年 10 月に発生した台風第 19 号により被災した要援護高齢者等について」において、関係機関が連携して、安否確認及び課題の把握（アセスメント）を行うなど適切な支援に配慮いただきたいことについて通知したところですが、被災地域が広域に及び、避難生活の長期化が想定されますので、引き続き関係団体等と連携を図りながら、下記の事項に留意され、適切な支援にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1 要援護高齢者等の安否確認と適切な支援の実施について

被災地市町村においては、地域包括支援センター等が中心となり、居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者等と連携して、次のとおり要援護高齢者等について安否確認及び課題の把握（アセスメント）を行い、必要なサービス提供につながるよう支援をお願いいたします。

(1) 地域包括支援センターと居宅介護支援事業者等の連携による安否確認等

地域包括支援センターは、居宅介護支援事業者等と連携しつつ、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者等について安否確認及び課題の把握（アセスメント）を行うこと。

(2) 避難所等に避難している高齢者に対する必要なサービスの提供

避難所に避難している高齢者に対し、居宅介護支援事業者や介護サービス事業者等の協力も得ながら、相談支援、課題の把握等を行うとともに、個々のケースに応じて在宅福祉サービスの提供を行うなど、必要な支援を行うこと。

また、「高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保に

ついて」（令和元年10月15日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局傷害保険福祉部障害福祉課、老健局総務課事務連絡）においてお示ししたとおり、必要に応じて緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む）へ受入れを行うことにより、避難者の対応に万全を期すこと。

（3）在宅要援護高齢者等に対する支援

介護サービスを利用している在宅の要援護高齢者等について、引き続き必要な介護サービスが確保できるよう介護サービス事業者等と連携を図るとともに、被災に伴い新たな課題やニーズを把握した場合には、居宅サービス計画（ケアプラン）等に新たなサービスを追加するなど必要なサービスの利用につなげること。

なお、居宅サービス計画（ケアプラン）等の変更については、やむを得ずサービス変更後にケアプラン等を作成することやサービス担当者会議を電話や文書等の照会により行うことも可能であること。

また、高齢者の家屋の状況や身体の状況等を踏まえ、必要に応じ、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む）への受け入れを行って差し支えないこと。

2 介護支援専門員等の広域的な確保について

被災地市町村において上記の対応を実施するに当たり、介護支援専門員等を確保することが困難な場合には、都道府県は、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、介護支援専門員等の広域的な確保が図られるよう、必要な支援をお願いします。

事務連絡
令和元年10月18日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年台風第19号に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて

令和元年台風第19号による災害発生に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「令和元年台風第19号に伴う災害により被災した要介護高齢者等への対応について（令和元年10月15日付事務連絡）」等において、柔軟な対応をお願いしているところです。

今般の令和元年台風第19号に伴い、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、人員基準を満たすことができなくなるなどの場合があります。この場合についても、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願い致します。

なお、要支援高齢者を介護保険施設で受け入れる場合には、介護予防短期入所生活介護や介護予防短期入所療養介護を利用することが可能ですので、これまで同様に活用ください。

事務連絡
令和元年 10 月 18 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和元年台風第 19 号に対し
社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について

社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム、特定施設、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の介護報酬については、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成 12 年 3 月 10 日付老発第 188 号厚生労働省老人保健福祉局長通知）において、資金の運用が取扱われているところです。

今般の令和元年台風第 19 号に伴う災害について、被災地域が広範囲に及ぶとともに、被害が極めて甚大であることに鑑み、当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする取扱いとします。

つきましては、管内市町村及び社会福祉法人に周知を図るようよろしくお願いいたします。

記

要件を満たす条件について

当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

- ① 当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ② 当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③ 法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

「VISIT 利用申請受付機能」の
リリースについて
計1枚（本紙を除く）

Vol.742

令和元年10月17日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3967、3947)
FAX：03-3595-4010

事務連絡
令和元年10月17日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「VISIT 利用申請受付機能」のリリースについて

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚くお礼申し上げます。
さて、今般「VISIT（通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集に係るシステム）の利用申請受付機能」をリリースいたします。
つきましては、各都道府県下の市町村等ならびに事業所等へ以下2点の周知をお願い致します。

記

1. VISIT利用申請方法の変更について

これまで、VISITの利用申請については、サービス事業所から申請内容を厚生労働省まで直接メール連絡する方式となっておりましたが、今回の利用申請受付機能をリリースすることにより、専用Webサイト（利用申請受付専用URL）から利用申請が可能となります。

利用申請受付専用URL <https://visit.mhlw.go.jp/visit/usage-registration/register>

利用申請のWeb受付開始 令和元年10月28日（月）8時から

2. システムの停止について

利用申請受付機能のリリースにともないサーバを停止します。

システム停止期間 令和元年10月25日（金）20時～28日7時まで
※サイト開設準備のためのメンテナンス期間

なお、利用申請受付機能全般に関するご質問は、「VISITヘルプデスク」にて受付しますので、下記のE-mail宛にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【VISITヘルプデスク 連絡先】
E-mail : visit@toshiba-sol.co.jp

事務連絡発出元

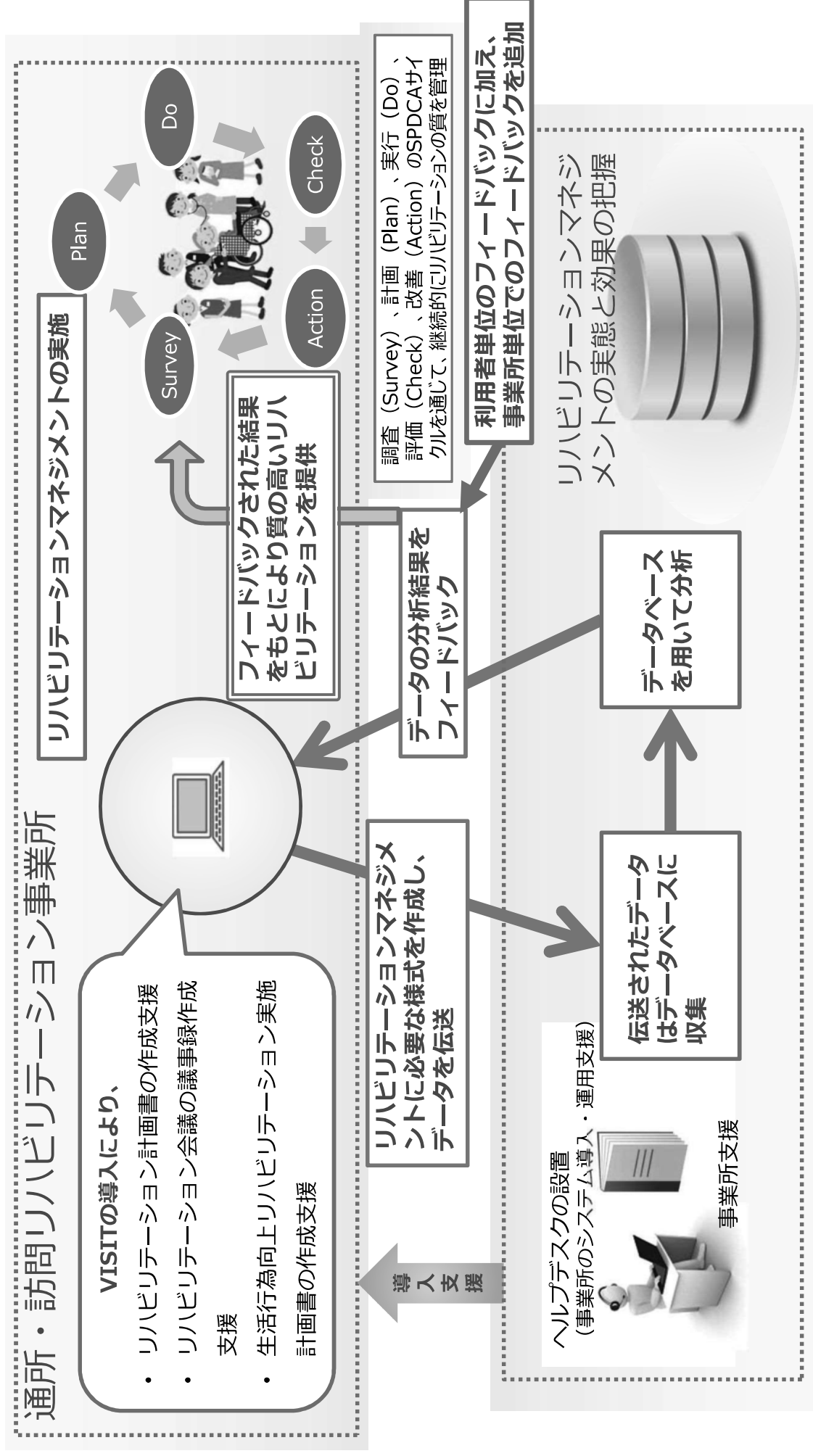
厚生労働省 老健局 老人保健課

担当 石田、田邊、藤井

電話 03-5253-1111（内線）3967, 3947

通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業（VISIT）

- 2017年度より、通所リハビリテーション事業所や訪問リハビリテーション事業所から、リハビリテーション計画書等の情報収集を開始。
- 2018年度介護報酬改定で、データ提出を評価するリハビリマネジメント加算（IV）を新設。
- 利用者単位のフィードバックに加えて、2019年3月より事業所単位でのフィードバックを開始。



各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究
に係る調査（令和元年度調査）への協力依頼
について

計4枚（本紙を除く）

vol.743

令和元年10月18日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 2174、3961)
FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和元年10月18日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局 高齢者支援課
振興課
老人保健課

平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和元年度調査）への協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に、平成30年度に引き続き、令和元年度介護報酬改定検証・研究調査を実施しております。

本調査結果は、社会保障審議会介護給付費分科会等における今後の議論のための基礎資料として活用される大変重要なものです。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、貴管内の介護保険施設・事業所に対し、調査への協力について周知いただくなど特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 添付資料
別紙「介護報酬改定検証・研究委員会について」
- 2 参考
第171回社会保障審議会介護給付費分科会（令和元年10月11日(金)）資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07191.html

1 設置の目的

- 令和3年度の介護報酬改定に向けて、平成30年度の介護報酬改定の効果の検証や「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項に関する実態調査等を行うことを目的として、社会保障審議会介護給付費分科会に介護報酬改定検証・研究委員会を設置する。

2 委員

- 公益委員及び学識経験者13名により構成（令和元年8月29日現在）

3 今後のスケジュール

令和元年10月・11月

- 調査票発送

11月・12月

- 集計・分析・検証

令和2年1月・2月

- 分析・検証

3月頃

- 介護報酬改定検証・研究委員会
 - 調査結果の報告、調査結果に対する評価を実施
- 社会保障審議会介護給付費分科会
 - 介護報酬改定検証・研究委員会から報告された調査結果等を決定（予定）

介護報酬改定検証・研究委員会について

4 令和元年度介護報酬改定検証・研究調査について

(1) 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

実施主体 : 株式会社三菱総合研究所

調査票の発出日 : 10月21日(月)(予定) (提出期限 11月29日(金))

(2) 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究事業

実施主体 : 株式会社NTTデータ経営研究所

調査票の発出日 : 11月6日(水)(予定) (提出期限 11月29日(金))

(3) 介護ロボットの効果実証に関する調査研究事業

実施主体 : 株式会社三菱総合研究所

調査票の発出日 : 10月25日(金)(予定) (提出期限 11月29日(金))

(4) 訪問看護サービス及び看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供の在り方に関する調査研事業

実施主体 : 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

調査票の発出日 : 10月31日(木)(予定) (提出期限 11月25日(月))

介護報酬改定検証・研究委員会について

(5) 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

実施主体 : 株式会社三菱総合研究所

調査票の発出日 : 10月25日(金)(予定) (提出期限 11月29日(金))

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供状況に関する調査研究事業

実施主体 : 株式会社NTTデータ経営研究所

調査票の発出日 : 11月6日(水)(予定) (提出期限 11月22日(金))

(7) 医療提供を目的とした介護保険施設におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業

実施主体 : 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

調査票の発出日 : 【自治体分】10月31日(木)(予定) (提出期限 11月15日(金))

【事業所分】10月31日(木)(予定) (提出期限 11月22日(金))

※ なお、提出期限が過ぎた場合も、引き続きご提出いただくことが可能です。
未回答の介護保険施設・事業所におかれましては、できる限りご協力くださいますようお願い申し上げます。

医療・介護関係者様

2019年10月16日

医療と介護の連携推進協議会
会長 小林 和也（若槻ホーム）
会長 高野 千恵（北信総合病院）

2019年度「医療と介護連携推進協議会」全体研修会

中止のお知らせ

令和元年10月12日の台風19号により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

医療関係者、福祉関係者共に今回の災害において、被災者対応等に尽力いただいている中、研修開催による人員不足等を招く可能性が大きいことから、今回の研修中止を決断させていただきました。

皆様には誠に申し訳ありませんが、何卒ご了承の程よろしくお願い申し上げます。既に申込を済ませている方への研修会中止の連絡についても対応させていただきます。

記

研修名： 2019年度「医療と介護連携推進協議会」全体研修
日時： 2019（令和1）年11月2日（土）9:30～12:00
場所： 長野赤十字病院 第1研修ホール
長野市若里5丁目22番1号

以上

認知症地域支援関係者等研修会のお知らせ

開催テーマ：「地域で認知症の人と家族を支えるために」



認知症ケアに携わるさまざまな専門職や関係者が、「認知症の人やその家族の視点の重視」について理解し、それぞれの立場で取組を進めていくため、研修会を開催します。
皆さまのご参加をお待ちしております。

◆と き：令和元年12月19日（木）

午後1時30分～4時10分

◆ところ：長野市ホクト文化ホール 小ホール（長野市若里1丁目1番3号）

○開 会 午後1時30分

第1部 講演（午後1時40分～2時40分）

『認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活するために』

講師：東北福祉大学総合福祉学部心理学科教授 加藤 伸司 さん

第2部 講演（午後2時50分～3時50分）

『地域で生きがいある暮らしを共に創る—社会参加と緩やかな就労—』

講師：若年認知症サポートセンターきずなや 代表理事
奈良県若年性認知症サポートセンター代表
奈良市グループホーム古都の家学校前代表 若野 達也 さん

○閉 会 午後4時10分

- 対象者：(1)本人ミーティング参加者
(2)認知症の方の支援に携わる医療福祉等関係者（医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護支援専門員、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護施設職員、看護協会会員等）
(3)長野市民生児童委員
(4)警察関係者（長野県警察本部生活安全企画課、長野中央警察署、長野南警察署）
(5)キャラバン・メイト、オレンジカフェスタッフ
(6)長野市職員

■参加費：無料

■定員：150名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。

■申し込み：参加申込書にご記入いただき、12月5日（木）までに中部地域包括支援センター（224-8574）へFAXにてお申し込みください。

■問い合わせ先：中部地域包括支援センター 電話：224-7174

長野県若年性認知症支援コーディネーター 伝田景光（宅老所のぞみ292-2243）

■今回の研修は、主任介護支援専門員更新のための法定外研修の対象となります。

第3回研修会

「健康長寿」世界一を目指す長野県で

医療・介護福祉・行政で働く皆さまへ

「食べる楽しみをささえる会」

別紙 9

日時 令和1年11月10日(日)

10:00~12:30(9:30開場)

会場 長野県看護協会会館 4階

(アクセス裏面参照)



【特別講演】

長野県健康福祉部長 大月 良則 先生

「地域包括ケア推進に係る現状と課題、施策の方向性」

座長 長野県看護協会 会長 松本あつ子

【シンポジウム】

「食を地域包括ケア体制にどう取り入れるか」

～現場の取り組み・行政の取り組み～

座長 信州大学医学部附属病院 歯科口腔外科学教室 教授 栗田 浩
信州大学医学部附属病院 言語聴覚士 寺島さつき

- ・松本市歯科医師会 学術部員 歯科医師 平林 正裕氏
「松本の食を支える勉強会
～スワローレストラン食のバリアフリーの実現に向けて～」
- ・介護老人保健施設 かりんの里 歯科衛生士 小澤 智里氏
「すわ食支援四つ葉の会の活動～在宅生活での食べることを支えたい～」
- ・長野県木曾介護老人保健施設 アイライフきそ 管理栄養士 織田 優希氏
「木曾地域における食形態連携とその後」
- ・須崎市健康福祉部健康づくり課長兼
地域医療福祉ネットワーク推進室長 浅野 章子氏
「食支援に関する須高地域の取り組み」

参加費
無料

事前申込み必要
(裏面)

《会の目的》

本会は、地域を中心とした「口腔機能・摂食・栄養医療」の供給体制の整備、食に関する県内医療機関の連携整備、摂食嚥下医学・医療（最期まで口から食べる）の推進、口腔機能・摂食・栄養に従事する多職種医療スタッフの育成、口腔ケアの普及を目的とする。

主催 食べる楽しみをささえる会

共催団体 長野県医師会 長野県歯科医師会 長野県薬剤師会 長野県看護協会 長野県栄養士会

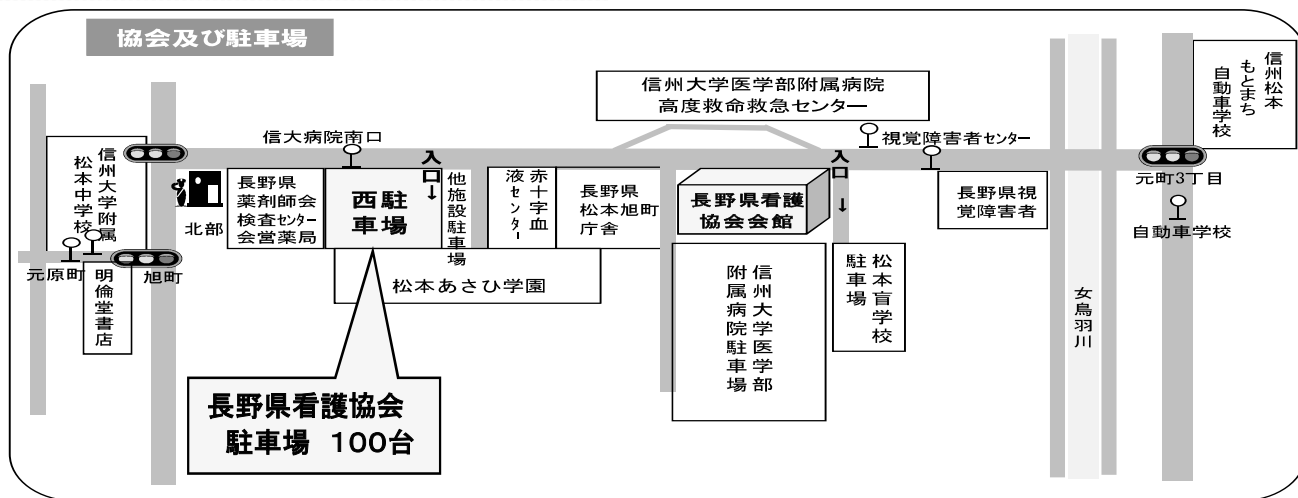
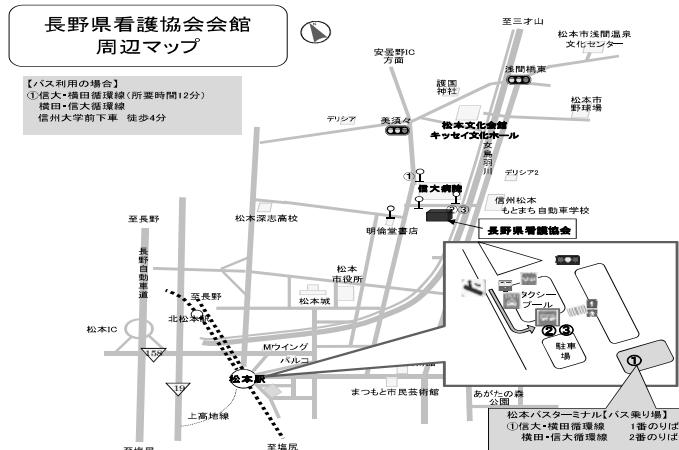
(予定) 長野県言語聴覚士会 長野県歯科衛生士会 長野県介護支援専門員協会 長野県介護福祉士会

後援(予定) 長野県 信濃毎日新聞社

会場：公益社団法人 長野県看護協会
 〒390-0802
 長野県松本市旭2-11-34
 TEL：0263-35-0421

会場までのアクセス

車利用の場合：松本ICから約20分
 バス利用の場合：松本駅お城口
 北市内線西まわり視覚障害者センター前
 下車（約20分）



【2019年11月10日（日） 第3回研修会 食べる楽しみをささえる会】

対象：長野県全域における医療・介護福祉・行政に関わる関係者
 申込み方法：下記に必要事項をご記入のうえ

2019年11月7日（木）までに

FAXにてお申込みください。



参加申込みFAX番号

0263-37-2676

※各地域の取り組みを紹介するコーナーを設けますので、
 ご希望の方は当日配布資料をご持参ください！

氏名（ふりがな）	職種	所属先	所属先住所	連絡先

※お預かりした個人情報は、本会の活動以外の目的には使用いたしません。

お問い合わせ
 申込み先

食べる楽しみをささえる会事務局 信州大学医学部歯科口腔外科学教室
 〒390-8621 長野県松本市旭3-1-1 TEL 0263-37-2677

担当 近藤 荒川まで

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

インターネット使用中に突然、「ウイルスに感染した」と表示する警告画面に注意！

不安に感じてでも画面に表示された連絡先に電話をしない！

警告画面と併せて警告音やウイルス感染等を警告する音声が出る場合の他、警告画面が消えないなど、様々な手口によって消費者を不安にさせます。

警告画面が表示されても慌てて事業者へ連絡したり、セキュリティソフト等の契約をしないでください。

ネット上の契約では、業者が申込み内容の確認を求める措置を講じていない時、消費者は錯誤による契約の取消しを主張することができます。

◎ 警告画面が消えない場合等の対処方法は、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) 情報セキュリティ 安心相談窓口（電話：03-5978-7509、メール：anshin@ipa.go.jp、

Fax:03-5978-7518）に相談してみましょう。

◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」、「見守り」を日頃から行い、消費者被害の防止へのご協力をお願いします。

～不安を感じたら迷わず電話～

- ◆長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)
- ◆長野中央警察署 244-0110
- ◆長野南警察署 292-0110
(警察相談専用電話 #9110)

【発行元】長野市地域・市民生活部
市民窓口課 消費生活センター
〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぶら座 4階

介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内（2019年11月）

年	月	日	曜日	時間帯	開始時間	終了時間	講座テーマ	主な内容	形態	実施会場の地区名	会場名	対象	参加費	定員	事前申し込み(要・不要)	申込開始日	担当	問合せ先電話番号	備考
2019	11	7	木	午前	10時	12時30分	介護予防教室 『高齢者のスキンケア』	医療	講座	戸隠	戸隠保健センター	市内在住の65歳以上の方	無料	30人	要	1ヶ月前	戸隠 在宅介護支援センター	254-2745	
2019	11	7	木	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『農閑期に必要な運動』	運動	教室	大岡	大岡保健センター	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	不要		大岡 在宅介護支援センター	266-2460	水分 拭きタオル持参
2019	11	11	月	午後	1時30分	3時	介護者のつどい 『どうするといの？高齢者の運転免許』 『椅子deエクササイズ』	交通	講座	吉田	ノルテナがの (2F多目的ホール)	市内在住の40歳以上の方	無料	40人	要	随時	地域包括支援センター 吉田	266-0567	
2019	11	12	火	午前	9時30分	11時30分	介護予防教室 『三輪シルバー元気塾第6回』 ～運動と音楽による介護予防～	運動	教室	三輪	三輪公民館大ホール		無料	50人	要	4月1日	地域包括支援センター ケアポート三輪	235-2215	三輪地区内75歳以上で介護保険を利用していない方
2019	11	12	火	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『簡単な体幹トレーニングを体感しよう！』	運動	講座	更北	前淵公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	不要		在宅介護支援センター インターコート藤	284-6215	【持ち物】 水分補給用の飲み物
2019	11	13	水	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『健幸生活講座③』 ～100歳まで長持ちする身体を作ろう！～	運動	教室	大豆島	大豆島総合市民センター	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	要	随時	地域包括支援センター コンフォートきたながいけ	254-5250	
2019	11	13	水	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『頭と身体を若々しく保つために』 ～リハビリの視点から～	運動	教室	松代	松代公民館 (講義室1)	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	不要		地域包括支援センター 長野松代総合病院	278-2058	
2019	11	13	水	午前	10時30分	11時30分	介護予防教室 『冬に向けて体を動かす体操』	運動	教室	小田切	かがやきひろば小田切	市内在住の65歳以上の方	無料	30人	要	随時	地域包括支援センター 安茂里	226-3895	
2019	11	13	水	午前	10時30分	11時30分	介護予防教室 『背中すっきり体操』	運動	講座	鬼無里	鬼無里老人福祉センター	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	不要		鬼無里 在宅介護支援センター	256-2962	

介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内（2019年11月）

年	月	日	曜日	時間帯	開始時間	終了時間	講座テーマ	主な内容	形態	実施会場の地区名	会場名	対象	参加費	定員	事前申し込み(要・不要)	申込開始日	担当	問合せ先電話番号	備考
2019	11	13	水	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『介護予防教室(第8回)』 ～シナプソロジーと脳トレ(認知症予防)～	健康	講座	芹田	地域包括支援センター芹田	市内在住の65歳以上の方	無料	30人	要	随時	地域包括支援センター 芹田	217-5650	
2019	11	13	水	午後	2時	4時	介護予防教室 『健幸生活講座③』 ～100歳まで長持ちする足腰を作ろう!～	運動	教室	朝陽	朝陽公民館2階和室	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	要	随時	地域包括支援センター コンフォートきたながいけ	254-5250	
2019	11	14	木	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『イスに座ってはつらつ体操⑤』	運動	教室	篠ノ井	介護老人福祉施設 やすらぎの園 (むつみホール)	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	不要		在宅介護支援センター やすらぎの園	293-6160	
2019	11	15	金	午前	10時30分	12時	介護予防教室 『お口とカラダの元気体操』	健康	教室	若穂	温湯温泉湯～ばれあ	市内在住の65歳以上の方	無料	25人	要	10月18日	地域包括支援センター ケアプラザわかほ	282-1631	
2019	11	16	土	午前	10時	12時	介護予防教室 『脳と体を鍛えよう』	健康	教室	更北	コスモステセコホール	市内在住の65歳以上の方	無料	60人	要	5月13日	地域包括支援センター コスモス	284-2166	
2019	11	17	日	午前	10時	11時30分	介護者教室 『再! ロコモ度チェックしてみよう!』	健康	講座	更北	インターコート藤 会議室	市内在住の40歳以上の方	無料	35人	要	10/1～ 11/15	在宅介護支援センター インターコート藤	284-6215	【持ち物】 筆記用具 踵のある上履き 水分補給用の飲み物
2019	11	18	月	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『転倒予防教室⑤』	運動	教室	信州新町	信州新町福祉センター	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	不要	なし	地域包括支援センター 新町病院	291-2305	
2019	11	20	水	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『MCIについて学ぶ』 ～認知症は予防できるの?～ ～認知症は身近な病気～	医療	教室	松代	松代公民館 (講義室1)	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	不要		地域包括支援センター 長野松代総合病院	278-2058	
2019	11	20	水	午後	1時30分	3時30分	介護者教室 『薬と健康について』 『介護保険制度とフレイル予防』	介護	教室	篠ノ井	ウエルシア 長野篠ノ井小森店 ウエルカフェ	市内在住の40歳以上の方	無料	20人	要	7月から	地域包括支援センター 篠ノ井総合病院	261-1062	

介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内（2019年11月）

年	月	日	曜日	時間帯	開始時間	終了時間	講座テーマ	主な内容	形態	実施会場の地区名	会場名	対象	参加費	定員	事前申し込み(要・不要)	申込開始日	担当	問合せ先電話番号	備考
2019	11	21	木	午後	1時30分	4時	介護予防教室 『食事面から健康長寿を目指すための工夫』	健康	講座	浅川	特別養護老人ホーム博愛の園（会議室）	市内在住の65歳以上の方	無料	20人	要	随時	地域包括支援センター博愛の園	256-6530	
2019	11	25	月	午前	9時15分	10時15分	介護者教室 『入所施設の選び方』	介護	講座	古里	富竹の里いきいきセンター	市内在住の40歳以上の方	無料	30人	要	随時	地域包括支援センター富竹の里	295-7780	
2019	11	26	火	午後	1時	3時	介護者教室 『食事からロコモ予防』	介護	教室	信州新町	信州新町福祉センター	市内在住の介護をされている方	数百円程度	なし	要	～11/22	地域包括支援センター新町病院	291-2305	正確な参加費についてはお問い合わせください
2019	11	27	水	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『健幸生活講座④』 ～100歳まで長持ちする身体を作ろう！～	運動	教室	大豆島	大豆島総合市民センター	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	要	随時	地域包括支援センターコンフォートきたながいけ	254-5250	
2019	11	27	水	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『体操と脳トレで楽しく介護予防』 ～全身をつかった体操や脳トレで楽しく介護予防しましょう～	運動	講座	若槻	若槻コミュニティセンター(大会議室)	市内在住の65歳以上の方	無料	30人	不要		地域包括支援センター若槻ホーム	296-3303	
2019	11	27	水	午後	2時	4時	介護予防教室 『健幸生活講座④』 ～100歳まで長持ちする足腰を作ろう！～	運動	教室	朝陽	朝陽支所(2階 集会室)	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	要	随時	地域包括支援センターコンフォートきたながいけ	254-5250	
2019	11	28	木	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『イスに座ってはつらつ体操⑥』	運動	教室	篠ノ井	介護老人福祉施設やすらぎの園(むつみホール)	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	不要		在宅介護支援センターやすらぎの園	293-6160	
2019	11	28	木	午後	1時30分	2時30分	介護予防教室 『みんなで笑って健康体操』	運動	教室	大岡	宮平地区センター	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	不要		大岡在宅介護支援センター	266-2460	汗拭きタオル持参
2019	11	29	金	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『落語、音楽、体操で心身ともに健康に』	健康	教室	芹田	地域包括支援センター芹田	市内在住の65歳以上の方	無料	30人	要	随時	地域包括支援センター芹田	217-5650	